

夕張市上水道第8期拡張事業
PFI実施方針に関する質問の回答書

平成22年8月

夕 張 市

資料3 実施方針に関する質問への回答の公表について

(平成22年8月9日公表)

本回答書は、平成22年7月16日（金）から平成22年7月30日（金）までに受け付けた「夕張市上水道第8期拡張事業PFI実施方針に関する質問」への回答を記載したものです。

質問の受付期間及び受付数は、以下のとおりです。

回答は、現時点での考え方を示したものであり、今後の検討により変更する可能性があります。詳細は、入札説明書等でご確認下さい。

受付期間：平成22年7月16日（金）から平成22年7月30日（金） 午後5時まで

質問受付数：次表参照

表－1 項目別の質問数

項目	質問数（件）
第1 特定事業の選定に関する事項	50
第2 事業者の募集及び選定に関する事項	34
第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項	3
第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	2
第5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	0
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	0
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	6
第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	2
別紙、その他	63
合計	160

注）実施方針の変更箇所は、下記のとおりです。

質問No. 34、57、59、65

なお、変更した実施方針については後日公表します。

No.	回答項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質 問	回 答
1	整備対象施設の範囲について	2	1	(1)	5)	① (7)	『旭町浄水場全面更新』とありますが、全面更新範囲の詳細をご教示下さい。	入札説明書等で示します。
2	整備対象施設	2	1	(1)	5)	① (7)	旭町浄水場の既設浄水場は、本事業の整備により使用しないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	整備対象施設の範囲について	2	1	(1)	5)	① (4)	『清水沢浄水場改修更新』とありますが、改修更新範囲の詳細をご教示下さい。	入札説明書等で示します。
4	本事業の業務範囲について	2	1	(1)	5)	① (4)	整備対象として清水沢浄水場については改修更新とあります。一方、資料1の清水沢浄水場平面図には「新設浄水場」として建設予定位置が記載されています。清水沢浄水場の整備対象範囲は、「現状施設の改修」と「新浄水場の建設」の両方と理解してよろしいでしょうか？ご教示ください。また、新浄水場建設が業務範囲の場合、新浄水場の計画規模をご提示願います。	清水沢浄水場の整備方法は、 ①. 既設浄水場改修のみ ②. 既設浄水場改修+浄水場新設 ③. 浄水場新設のみ が想定されます。最適なフローを提案願います。 なお、施設規模は、4100m3/日です。
5	整備対象施設の範囲について	2	1	(1)	5)	① (7)	『場外系機械電気計装設備改修及び機能増設』とありますが、改修及び機能増設の範囲の詳細をご教示下さい。	入札説明書等で示します。
6	対象施設および対象業務	2	1	(1)	5)	① (7)	場外系の機械電気計装設備の改修および機能増設とありますが、具体的にはどのような内容でしょうか。	浄水場外の増圧ポンプ場・配水池等に 係る電気計装設備を指します。
7	整備対象施設	2	1	(1)	5)	① (7)	場外系機械電気計装設備とは具体的に何を指しているのかご教示下さい。	(回答No. 12参照)
8	対象施設および対象業務	2	1	(1)	5)	①	旭町浄水場と清水沢浄水場を更新することとなっていますが、既設設備との取合および取扱(撤去等)は入札説明書で示していただけるのでしょうか。	入札説明書等で示します。
9	整備対象施設	2	1	(1)	5)	①	整備対象施設には浄水場内の配管を除き、ダム・取水・導水・送水・配水施設は含まれないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	整備対象施設	2	1	(1)	5)	①	改修更新や改修について、既存施設の耐震診断や機能診断は既に市で調査済みであり、具体的な改修内容は入札説明書等で提示されるものと理解してよろしいでしょうか。	入札説明書等で示します。
11	対象施設および対象業務	2	1	(1)	5)	② (4)	「その他これらを実施する上で必要な業務」とありますが、具体的にはどのような業務でしょうか。	打合せ協議、説明会開催などです。
12	施設運転管理業務 施設保守管理業務	2	1	(1)	5)	③ (7) (4)	送配水管の老朽化が指摘されていますが、取水施設～末端給水施設の送配水管の補修工事も含まれるのでしょうか。	送配水管の補修工事は本業務に含みません。
13	施設保守管理業務	2	1	(1)	5)	③ (4)	「施設保守管理業務」には、通常の保守点検業務のほか、小規模な修繕等が含まれる場合がありますが、これが含まれるか。また、その場合にはその範囲をお示しいただけるでしょうか。	小規模修繕は本業務に含まれます。 またその範囲は入札説明書等で示します。
14	サービス業務	2	1	(1)	5)	③ (7)	「サービス業務」の具体的な内容をご教示ください。	入札説明書等で示します。
15	対象施設及び対象業務	2	1	(1)	5)	③ (7)	「サービス業務」とありますが、具体的な業務をご教示願います。	入札説明書等で示します。
16	サービス業務	2	1	(1)	5)	③ (7)	サービス業務の内容をご教示下さい。料金徴収業務は含まれるのでしょうか。	入札説明書等で示します。料金徴収業務は本業務に含みます。
17	サービス業務	2	1	(1)	5)	③ (7)	冬期の除雪作業も含まれるのでしょうか。含まれる場合、各浄水場の場内のみでしょうか。	各浄水場の他、水道施設全体の維持管理に必要な除雪を含みます。
18	対象施設及び対象業務	2	1	(1)	5)	③ (1)	「保安業務」とありますが、警備業法上の警備業務となりますか。その際の対象となるのは「機械警備業」でしょうか。	入札説明書等で示します。
19	その他これらを実施する上で必要な業務	2	1	(1)	5)	③	『③その他これらを実施する上で必要な業務』には、「第三者委託」における水道法20条規定の水質検査(法定検査)が含まれていると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
20	第三者委託の範囲	2	1	(1)	5)		『事業者は、浄水場施設等の整備及び、取水施設～末端給水施設(止水栓)までの全水道施設の維持管理を一体的な事業として実施する。また、水道法(昭和32年法律第177号)第24条の3に基づき、水道の管理に関する技術上の業務を事業者へ委託すること(以下「第三者委託」という。)を予定しており、事業者は水道技術管理者を置き、水道施設の管理(運転・保守点検等)を行う。』とありますが、第三者委託における業務範囲をご教示下さい。	入札説明書等で示します。
21	水道技術管理者について	2	1	(1)	5)		『事業者は水道技術管理者を置き・・・』とありますが、 ①水道技術管理者はSPC在籍職員とする必要がありますか。 ②SPC在籍職員は構成員からの出向在籍でよろしいでしょうか。	① 受託水道業務技術管理者はSPC在籍職員とします ② SPC在籍職員は出向在籍で良いですが、常駐してください

No.	回答項目 (タイトル)	頁	対応箇所			質 問	回 答	
22	対象施設および対象業務	2	1	(1)	5)	第三者委託の範囲は、取水施設～末端給水施設までと思われませんが、管路等の破損や凍結に関するリスクは、今回のPFI事業範囲ではないため、市側と思われませんがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
23	対象施設および対象業務	2	1	(1)	5)	第三者委託の範囲は、取水施設～末端給水施設までと思われませんが、ダム等を含む取水施設に起因するリスクは、今回のPFI事業範囲ではないため、市側と思われませんがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
24	対象施設および対象業務	2	1	(1)	5)	本業務は「取水施設～末端給水までの全水道施設の維持管理を一体の事業」とありますが、平成20年度から実施されている第三者委託業務との関連はどうなるのでしょうか。	現行の第三者委託期間は平成22年度末をもって終了し、23年度より本PFI事業者（SPC）が引き継ぎます	
25	対象施設および対象業務	2	1	(1)	5)	平成20年度から実施されている第三者委託業務には料金徴収が含まれていますが、本業務には含まれないと理解してよろしいでしょうか。	料金徴収業務は本業務に含みます。	
26	第三者委託との関係	2	1	(1)	5)	「水道法第24条の3に基づき・・・事業者に・・・第三者委託を予定」とありますが、第三者委託の委託業務範囲及び委託契約期間は本事業の事業範囲及び事業期間と完全に一致するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
27	第三者委託との関係	2	1	(1)	5)	「水道法第24条の3に基づき・・・事業者に・・・第三者委託を予定」とありますが、第三者委託の契約書（案）は入札公告等と同時期に公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
28	事業の対象施設	2	1	(1)	5)	『取水施設～末端給水施設（止水栓）までの全水道施設の維持管理を一体の事業として実施する。』とありますが、整備対象施設以外の管路施設（導水・送水・配水等）は業務対象範囲に含まれないものと解釈してよろしいでしょうか。	維持管理業務は整備対象施設以外の管路施設を含む全水道施設を対象とします。	
29	取水施設	2	1	(1)	5)	取水施設はどこまで含みますか。貯水施設（ダム）は含まないと理解してよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム管理主任技術者は市職員とします。 ・ダムの漏水量、揚圧力の測定は市が行います。 ・ダムの堰堤（旭町第1、清水沢）及び監査廊（清水沢浄水場のみ）は、事業者が巡回点検します。 ・国によるダム検査に際して、ダム内外の清掃、ダム管理道路の除草、枝払いなどの準備については、事業者が補助します。 ・清水の沢ダムの間欠曝気筒の運転操作、コンプレッサーの維持管理は事業者が行います。 	
30	事業者の収入	2	1	(1)	5)	事業者の行う業務について記載されていますが、これらの業務に対する対価についての記載がありません。18ページでは国庫補助金の対象施設であるとの記載もあり、対価の支払について概略でも結構ですので現時点の考え方をご教示いただけませんか。（割賦金額の多寡によっては、金融機関からの融資が困難になることが危惧されておりますので、早急にお考えを教示いただき、金融機関との折衝にかかりたく、質問しております。）	建設費は施設引き渡し後、一括払いとします。維持管理費その他のサービス対価は割賦払いとします。	
31	入札説明書等に関する質問受付・回答	2	1	(1)	5)	「取水施設～末端給水施設（止水栓）までの全水道施設」とありますが、これは浄水場のみならず、ダムの取水口から上水道の本支管を経て各供給先の止水栓に至るまで全ての施設を含むという事でしょうか。	ご理解のとおりです。	
32	事業方式	2	1	(1)	6)	今回、PFI事業として要求される水準は、新設浄水場からの出口での水質基準と認識していますが、よろしいでしょうか。	給水栓水質を入札説明書等で示します。	
33	事業期間	3	1	(1)	7)	「空期間を維持管理期間」とありますが、空期間とは事業締結の平成23年3月以降を指すのでしょうか。また、その場合の維持管理対象施設は、既設施設との理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
34	事業期間	3	1	(1)	7)	「事業契約締結の日から平成43年3月までを事業期間とする。なお全期間を維持管理期間とする。」とありますが、事業契約の締結日から維持管理業務を開始するのでしょうか。1(1)8)⑤では、運営・維持管理業務期間が平成23年4月～となっていますので整合を図るよう御願い致します。	整合をとります。	
35	事業のスケジュールについて	3	1	(1)	8)	① ⑤	『①事業契約の締結平成23年3月⑤運営・維持管理期間平成23年4月・・・』とありますが、維持管理業務の引継に関してご教示下さい。	維持管理の引き継ぎは仮契約の日以降、事業者の提案により行うことができるものとします。

No.	回答項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質 問	回 答
36	実施方針	3	1	(1)	8)	②	設計・建設期間が平成23年4月～平成27年3月となっていますが、夕張市のホームページで公表されている「夕張市上水道第8期拡張事業PFI導入関係調査について(2009年11月25日)」では、旭町浄水場の更新が、第I期平成23年度～26年度、第II期平成37年度～40年度となっています。今回の事業計画には、旭町浄水場の第II期更新事業は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針のとおりとします。
37	事業のスケジュール	3	1	(1)	8)	⑤	運営・維持管理期間は、平成23年4月～であり、更新期間中の運転監理業務を含んでいます。しかし、未更新部分に関するリスクの分担は、一律に資料2「リスク分担表」で区分できないものと考えます。切替に応じて段階的にリスク分担が変わるものと思われそうですが、どのようにお考えでしょうか。	市と事業者の協議で決定します。
38	事業期間	3	1	(1)	8)		運営・維持管理期間が平成23年4月からとなっています。設計・建設期間も平成23年4月からとなっていますが、建設期間中の既設の運転管理、保守管理も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	留意事項	3	1	(1)	9)	①	施設を運転しながらの工事への対応とありますが、工事期間中の既設の運転管理は事業者との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	留意事項	3	1	(1)	9)	①	旭町浄水場は施設能力が3,000m ³ /日ですが、3,100m ³ /日の浄水は可能でしょうか。	旭町浄水場の施設能力は3,100m ³ /日とします。
41	留意事項	3	1	(1)	9)	①	既存設備は一時的にろ過水濁度が0.1度を超える可能性があると思いますが、運転によりその可能性をなくすことは可能なのでしょうか。それとも設備を追加してろ過水濁度を0.1度以下にする必要があるのでしょうか。	入札説明書等で示します。
42	留意事項	3	1	(1)	9)	①	旭町浄水場の計装設備等は交換部品もないとのことですが、既存設備が故障した場合の部品調達を含む対応及びリスクは事業者側でしょうか。	(回答No. 37参照)
43	留意事項	3	1	(1)	9)	②	清水沢浄水場構築物の改修が計画されていますが、既設建築物は建築基準法に基づく申請・交付を受けているのでしょうか。	受けております。
44	第三者委託の法的責任範囲について	3	1	(1)	9)	③	本事業は水道法第24条の3に基づく業務委託(第三者委託)とされる計画ですが、事業者の水道法上の責任範囲はどの様にお考えでしょうか。水道法第19条第2項の各号について施設毎にご教示ください。	入札説明書等で示します。
45	第三者委託への対応	3	1	(1)	9)	③	「事業者内部に～有資格者を配置する」とありますが、有資格者を運営・維持管理を担当する構成員・協力企業内ではなく、SPC内に配置する必要があるという意味でしょうか。	ご理解のとおりです。
46	第三者委託への対応	3	1	(1)	9)	③	本事業の公募条件である「事業者内部に業務履行上必要な有資格者を配置するなど、必要な機能を十分に発揮できる体制を確立すること」により、事業者が水道法第24条の3第1項で規定される「業務を適性かつ確実に実施することができる者」と認められる、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	第三者委託リスクについて	3	1	(1)	9)	③	第三者委託の対象となる施設範囲と業務範囲はどこまででしょうか。平成20年4月以降の第三者委託範囲と相違点はありましたらご教示ください。範囲によっては、リスク分担が更に変わる恐れがあると考えます。	入札説明書等で示します。
48	第三者委託リスクについて	3	1	(1)	9)	③	水道法第24条の3に基づいた受託水道業務技術管理者の職務を規定する、第19条第2項の各号及び第23条第1項の「給水の緊急停止」に関しては、本来の給水義務を有する水道事業者の許可とご判断なく事業者のみで実施すべきでないと考えますが、いかがでしょうか。	水道法第24条の3に基づき実施願います。
49	留意事項	3	1	(1)	10)		ガイドライン等を言及しておりますが、ご指定のガイドライン等がありましたら、ご教示下さい。	水道施設設計指針、水道施設更新指針、水道施設維持管理マニュアルなど。
50	特定事業の選定手順	4	1	(2)	2)	①	公共負担の定量的評価を行う上で、「市自らが実施する場合の財政負担」は公表していただけますでしょうか。	公表します。
51	事業者選定の手順及びスケジュール	5	2	(2)	13)		落札者との事業契約の締結は平成23年3月22日となっており、運営・維持管理期間の開始となる平成23年4月1日までほとんど日数がありません。貴市や既存の運転管理受託業者との引継ぎ・調整は、平成23年1月28日の基本協定の締結後、又は平成23年4月1日以降にも適宜行えるものとの理解でよろしいでしょうか。	(回答No. 35参照)

No.	回答項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質 問	回 答
52	事業者選定の手順 及びスケジュール	5	2	(2)			実施方針公表後、入札公告までの間に現地を見学できる機会がありません。見学をさせていただくことは可能でしょうか。	可能です。日程は調整後、公表します。
53	事業者選定の手順 及びスケジュール	5	2	(2)			入札説明書等に関する質問受付は1回のみとなっています。入札説明書等に関する質問回答の公表後に再度質問できる機会を設けていただけますでしょうか。	質問を2回に分けたスケジュールに変更します。
54	事業者選定の手順 及びスケジュール	5	2	(2)			事業契約書(案)は、事前に公表されませんでしょうか。また、事前に公表される場合、その時期はいつでしょうか。	入札公告時(平成22年8月30日)に入札説明書等で公表します。
55	事業者選定の手順 及びスケジュール	5	2	(2)			⑦の入札説明書等に関する質問回答の公表から⑧の参加表明書及び入札参加資格審査書類の受付まで1週間しか期日がなく、コンソーシアム構成予定企業間で調整の期間を確保することが極めて困難と予想されます。必要な期間が確保されるようスケジュールの変更は可能でしょうか。	(回答No.53参照)
56	事業者選定の手順 及びスケジュール	5	2	(2)			過去の事例等から⑦の入札説明書等に関する質問回答の公表後に、再質問させていただきたい場合もありますが、このような対応は可能でしょうか。	(回答No.53参照)
57	事業者選定の手順 及びスケジュール	5	2	(2)			整備が全面更新、改修更新となっていますが、提案書提出までに現地調査をさせて頂けるという理解でよろしいでしょうか。また、時期的にはいつから可能でしょうか。	現地調査は可能です。日程は調整後、公表します。
58	実施方針等の変更	6	2	(3)	2)		実施方針等の変更を行うことがあるようですが、その場合、再質問の機会は設定していただけますでしょうか。	設定しません。
59	入札説明書等に関する質問受付・回答	7	2	(3)	6)		記載では「平成22年9月3日(金)から9月17日(金)までの間」となっていますが、2(2)のスケジュール表では「平成22年8月30日～9月17日」となっております。どちらが正となりますでしょうか。	8月30日(月)～9月17日(金)が正です。
60	入札説明書等に関する質問受付・回答	7	2	(3)	6)		「質問に対する～その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き公表する。」とありますが、質問者から、非公表にして頂きたい旨の要請があれば、お応え頂けるのでしょうか。	応えます。
61	入札参加者の構成等	8	2	(4)	1)		「応募企業」、「応募グループ」、「構成員」、「協力会社」、「代表企業」との記載がありますが、それぞれの定義がないため、その違いについて理解できません。それぞれの定義をご教示いただけませんかでしょうか。	入札説明書等で示します。
62	応募者の構成員等の資格等要件について	8	2	(4)	2)		応募者の構成員等の資格等要件について記載されていますが、入札説明書等において、これ以外の要件はつかないと考えて宜しいでしょうか。	実施方針のとおりとします。
63	応募者の構成員等の資格等要件	9	2	(4)	2)	④ (7)	現状、夕張市に「物品」指名参加登録をしていない場合、参加表明書提出までに登録を済ませれば問題ないと考えて宜しいですか。もしくは運営・維持管理の始まる平成23年4月までに登録を済ませれば問題ないと考えて宜しいですか。	「物品」指名参加登録は、随時受付、随時登録を行っているので、参加表明書の提出前までに登録して下さい。詳しくは市ホームページ「入札情報」で確認願います。
64	応募者の構成員等の資格等要件	9	2	(4)	2)		P.10(5)3)①に入札説明書等で示した参加要件及び資格等の要件とありますが、実施方針の資格等要件に対して、入札説明書等で要件は変更されることもあるのでしょうか。	実施方針のとおりとします。
65	応募者の構成員等の資格等要件	9	2	(4)	2)		『工事業務を担う者と工事管理業務を担う者との業務は認めない』とありますが、兼務は認めないの間違いとの認識で宜しいでしょうか。	業務→兼務 といたします。
66	応募者の構成員等の資格等要件	9	2	(4)	2)	① (4)	経営状態が著しく不健全でないこととありますが、著しく不健全とは社会通念上、経営活動の継続に疑義がある状態との認識で宜しいでしょうか。	入札説明書等で示します。
67	審査委員会	10	2	(5)	2)		審査委員会の委員の所属と氏名は、どの段階で公表を予定されていますか。	入札説明書等で示します。
68	資格審査	10	2	(5)	3)	①	「参加資格通過者は、事業提案書を提出すること」とありますが、事業提案までの間に途中辞退することは可能でしょうか。	可能です。
69	資格審査	10	2	(5)	3)	①	参加資格通過者が1者であった場合の取扱いについてご教示ください。	提案内容が要求水準を満たし、適切と判断できれば、応募者が1者であっても成立します。
70	落札者の決定	11	2	(5)	4)	① ②	当該落札事由とは本件入札に関して記載の事由が該当した場合という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	事業者の選定	11	2	(5)	5)		本件の事業者選定は総合評価一般競争入札方式でしょうか。または、プロポーザル方式となるのでしょうか。	総合評価一般競争入札方式とします。

No.	回答項目 (タイトル)	頁	対応箇所			質 問	回 答
72	事業者を選定しない場合について	11	2	(5)	6)	『事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に、応募者或いは入札参加者が無い、又は、いずれの入札参加者も市の財政負担軽減の達成が見込めない等の理由により・・・』とありますが、財政負担軽減の達成が見込めない等の理由によりを具体的にご教示下さい。予定価格は公表されると想定していますが、入札価格が予定価格以下であれば財政負担軽減の達成が見込めると考えますが。	「提案内容が要求水準を満たさず、適切ではないと判断される」場合を財政負担軽減の達成が見込めない理由と想定します。予定価格は公表します。
73	事業者を選定しない場合	11	2	(5)	6)	「最終的に応募者或いは入札参加者が無い」と有りますが、応募者が1社であっても成立するのでしょうか。	(回答No. 69参照)
74	事業者を選定しない場合	11	2	(5)	6)	「市の財政負担軽減の達成が見込めない等の理由により」とありますが、財政負担軽減の見込みは、最終的には事業者側が提出する価格に起因すると思われます。しかし、価格の提出は、最終時期であり、事前に予定価格等の開示がなければ事業者側の検討負担が過大となります。予定価格は開示されませんか。	開示します。
75	事業者を選定しない場合	11	2	(5)	6)	「いずれの入札参加者も市の財政負担軽減の達成が見込めない等の理由により」とありますが、所謂予定価格を入札参加者全員が超過した場合という趣旨との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	特別目的会社の設立について	12	2	(6)	2)	『落札者は、商法に定める株式会社として本事業の実施を目的とする特別目的会社を仮契約締結前までに夕張市内に設立するものとする。』とありますが、事業者選定のスケジュールに仮契約締結に関して記載されていません。仮契約締結日をご教示下さい。	S P C 設立日以降とします。
77	特別目的会社の設立について	12	2	(6)	2)	『応募企業又は応募グループの構成員の全ては、当該会社に対して出資するものとし、出資者は構成員のみとする。』とありますが、構成員の議決権の割合に関しての規定はありますか。	ありません。
78	特別目的会社の設立等	12	2	(6)	2)	「特別目的会社を～夕張市内に設置するもの」とありますが、今回の整備対象の施設内の住所に登記することは可能でしょうか。	施設の貸与契約後、登記は可能。
79	仮契約前	12	2	(6)	2)	「特別目的会社を仮契約前までに夕張市内に設立する」とありますが、仮契約前とは、どの時点になるのでしょうか。(基本協定の締結前、あるいは事業契約の締結後になるのでしょうか。)	(回答No. 76参照)
80	特定目的会社の設立等	12	2	(6)	2)	『特定目的会社は、本事業以外の事業を兼業することはできない』とありますが、本事業である第8期拡張事業以外の上水道における将来の業務拡大は認めないとの事でしょうか。	特別目的会社は本P F I 事業範囲で設定される業務に専任願います。
81	特別目的会社への出資	12	2	(6)	2)	特別目的会社の資本金額の制限(最低資本金額等)は有るでしょうか。また出資割合についての制約は有るでしょうか。何れも民間企業の裁量に委ねるべきと考えますが如何でしょうか。	制約はありません。
82	特別目的会社の設立等	12	2	(6)	2)	特別目的会社を仮契約締結前までに夕張市内に設立するものとするのとありますが、本施設内に設置しても良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
83	特別目的会社の設立等	12	2	(6)	2)	特別目的会社を仮契約締結前までに夕張市内に設立するものとするのとありますが、仮契約締結の予定日をご教示ください。	(回答No. 76参照)
84	特別目的会社の設立等	12	2	(6)	2)	「なお、すべての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならないものとする。」とありますが、融資金融機関が株式の担保権設定を融資の条件とした際には、ご承諾頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです
85	モニタリングの実施時期及び概要	15	3	(4)	3) ③ ④	運営・維持管理マニュアルは、工事完成時までに市の確認まで終了しておく必要があるとの理解でよろしいでしょうか。また④で示されている「運営・維持管理段階」は、施設引渡し後の平成27年4月と考えてよろしいでしょうか。	運営・維持管理マニュアルは、 ① 既存施設の維持管理 (H23. 4～) ② 新施設の維持管理 (H27. 4～) の2つが必要であり、維持管理業務を開始するまでに作成(市の確認が必要)願います
86	整備・運営委託料	15	3	(4)	4)	「整備・運営委託料の減額等の措置」とありますが、「整備・運営委託料の支払い方法」が不明です。本事業の参画を検討する際に必要な情報であり、早急に公表戴けないでしょうか。	入札説明書等で示します。
87	性能未達の場合における措置	15	3	(4)	4)	本項に「整備・運営委託料の減額措置」がございますが、実際の減額対象となる委託費は「運営委託料」のみという理解でよろしいでしょうか。	施設整備費も該当します。

No.	回答項目 (タイトル)	頁	対応箇所			質問	回答
88	市有地等の無償貸与	16	4	(3)		無償貸与の対象について『市有地および本施設』とありますが、特別目的会社の設置場所および水道料金関連業務、窓口受付業務等の拠点として想定される市役所内あるいは市有施設等のスペースについても、無償貸与と考えてよろしいでしょうか。	無償貸与とします。
89	立地に関する事項	16	4	(1)		立地に関する事項に関して、建設用地における制限はありませんか。	旭町浄水場周辺：浄水場を除き、水源保安林 清水沢浄水場周辺：浄水場を含め、全て国有地
90	事業認可	18	7	(2)	2)	「市は、事業実施に必要な許認可等に関し、必要に応じて支援を行う」とありますが、水道法上の事業認可の申請・取得は、水道事業者である市が行うものと理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
91	国庫補助金等の取り扱い	18	7	(2)	1)	国庫補助金の対象の見込みとありますが、もし、国庫補助金が受けられない場合でも、事業者を支払われる対価には影響ないと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
92	国庫補助金等の取り扱い	18	7	(2)	1)	国庫補助金の対象施設となる見込みであることありますが、この補助金は施設整備費のどの程度の割合を占めるかご教示いただけませんかでしょうか。(金融機関との折衝において、優先ローンの最大額の見込みが必要なため、質問しております。)	高度浄水施設整備費の1/3を補助額と想定します。
93	国庫補助金等の取り扱い	18	7	(2)	1)	国庫補助金の対象施設となる見込みであるとありますが、この補助金はいつ、どのように事業者を支払う予定であるか、現時点での想定で構いませんのでご教示いただけませんか。(金融機関との折衝において必要なため、質問しております。)	建設費は施設引き渡し・登記後、所定の手続き(補助金交付・起債充当)を経て支払い(一括)とします。維持管理費その他のサービスの対価は割賦払いとし、詳細は入札説明書等に示します。
94	国庫補助金等の取り扱い	18	7	(2)	1)	国庫補助金が交付されない場合でも本事業は実施されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	事業認可	18	7	(2)	2)	水道事業変更認可の届出が必要になる場合、そのスケジュールについてご教示下さい。	届出は市が対応します。
96	議会議決と契約締結の関係	19	8	(2)		「市と事業者における契約内容の合意の後、仮契約の締結」、「事業契約の締結に関する議案を市議会に提出し、議決を経た上で事業契約を締結」とありますが、3頁(事業のスケジュール)に記載の「事業契約の締結 平成23年3月」及び5頁(事業者選定の手順及びスケジュール)に記載の「平成23年3月22日 落札者との事業契約の締結」との関係をご教示願います。	(回答No. 35参照)
97	市議会の議決	19	8	(2)		事業契約の議決について記載されていますが、債務負担行為額の設定に関する議決はいつお取りになれるか、またその額及び予定価格はいつ公表されるのかご教示いただけませんかでしょうか。(本事業の継続性に疑義があるとの金融機関の意見もあるため、質問しております。)	公告日までに債務負担行為の議決をとる予定です。予定価格は入札説明書等に示します。
98	事業の対象範囲	資料1	1			給水区域図に示されている着色エリアが本事業の対象となるのでしょうか。	ご理解のとおりです
99	事業の対象範囲	資料1	2、3			旭町浄水場及び清水沢浄水場の参考平面図に記載されている浄水池、送水ポンプ室、ポンプ井等も運転管理・保守管理業務の範囲に含まれるのでしょうか。	旭町浄水場は、既設運用期間は範囲に含まれます。清水沢浄水場は全期間に亘り、範囲に含まれます。
100	事業の対象範囲	資料1	2、3			旭町浄水場及び清水沢浄水場の参考平面図に記載されている管理人住宅と管理棟は、本事業の対象施設に含まれるのでしょうか。含まれる場合、運転員等が利用することが可能なのでしょうか。	管理対象施設に含まれます。 管理人住宅：旭町浄水場は、次亜注入室として使用しており、運転員の休憩施設等としての使用は不可。 清水沢浄水場の管理人住宅は使用不可。 管理棟：旭町浄水場及び清水沢浄水場の管理室は、運転員等の休憩施設等としての使用可。
101	清水沢配置図	資料1				新設浄水場エリアがありますが、全面新設での対応も可能と考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
102	入札説明書リスク	資料2			① 2	入札説明書で規定される諸条件と事業期間における実態との差異(当初の想定と異なる給水人口の変動等)は貴市が負担するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
103	法制度・法制変更リスク	資料2			① 6	本事業に影響を及ぼすもの以外の法制度・許認可の新設・変更によるリスクは、事業者側の負担となっていますが、具体的に何を想定されていますか。ご教示下さい。	関係法令等は入札説明書等においてお示しします。 本事業に影響を及ぼさないものにつきましては事業者が判断下さい。
104	法制度リスク	資料2			① 6	法制度リスクの「上記以外のもの」(＝本事業に影響を及ぼさないもの)について、本事業に影響を及ぼさないものであれば、リスクとして考慮不要と考えます。「上記以外のもの」として想定されている具体的な法制度についてご教示願います。	(回答No. 103参照)

No.	回答項目 (タイトル)	頁	対応箇所	質 問	回 答	
105	法制度リスク	資料2		① 6	法制度・許認可の新設・変更によるもの（上記以外のもの）は事業者のリスクとなっていますが、具体的にどのようなものを想定されていますか。	(回答No. 103参照)
106	リスク分担表	資料2		① 6	法制度・許認可の新設・変更が本事業に影響を及ぼすか及ぼさないかの判断は事業者からの申請によるとの認識で宜しいでしょうか？	判断は市が行います。
107	住民問題リスク	資料2		① 10	事業者が行う業務に関する住民反対運動等は、全面的に事業者側の負担となっていますが、市側も「△従負担」となるのではないのでしょうか。	実施方針のとおりとします。
108	住民対応リスク	資料2		① 10	「事業者が行う業務に対する住民反対運動」が事業者負担リスクとなっていますが、当該リスクは「業務」の不備等に起因するリスクであり、「事業の実施」に起因するリスクではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
109	住民対応リスク	資料2		① 10	事業者が行う業務（調査、工事、維持管理等）に対する住民反対運動等は事業者のリスク負担となっておりますが事業者が行う業務といえど市との間で締結した事業契約に従って遂行する公共事業です。また上段No. 9の市のリスク負担となっている本施設の設置に関する住民反対運動と区別して取り扱うことは不可能です。本項も市の負担としていただきたくお願いいたします。	(回答No. 107参照)
110	リスク分担表	資料2		① 10	事業者が行う業務の（調査・工事）と、同表No.9の『本施設の設置に関する』ことの違いについてご教示ください。	「本施設の設置に関する」は「事業を実施すること」を指し、「事業者が行う業務」とは「調査・工事・維持管理等の実施」を指します。
111	環境問題リスク	資料2		① 12	事業者が行う業務（調査、工事、維持管理等）に起因する環境の悪化。は事業者のリスク負担となっておりますが事業者が行う業務といえど市との間で締結した事業契約に従って遂行する公共事業であり環境問題は事業者で負担できる範囲を超えた大きな問題になる可能性もあります。市のご協力を賜りたくお願いいたします。	(回答No. 107参照)
112	見学者事故リスク	資料2		① 15	施設の劣化または維持管理の不備に起因しないリスクも想定されますが、それは市のリスクと思えますがいかがでしょうか。	施設の維持管理に事業者の責めに帰すべき不備がある場合等には、事業者が一定の責任を負う場合があります。
113	見学者事故リスク	資料2		① 15	施設の劣化又は維持管理の不備によって見学者が怪我をした場合のリスク負担は事業者となっておりますが、この場合の施設とは事業者により更新もしくは改修された後のものを指し、更新もしくは改修されない施設及び更新もしくは改修前の施設は含まれないと理解してよろしいでしょうか。	入札説明書等で示します。
114	保険リスク	資料2		① 17	「本事業はBT0方式で実施される（2頁）」ことから、維持管理段階の施設所有権は貴市にあるものと思料致します。事業者帰責事由に起因するリスクをカバーする保険は事業者の責任で付保した上で、維持管理段階のリスクをカバーする保険の一部は貴市にて負担することが合理的と考えますが如何でしょうか。	実施方針のとおりとします。
115	金利変動リスク	資料2		① 18	基準金利確定前の金利変動リスクは市負担とされていますが、基準金利確定日について、ご教示いただけませんか。（例えば、施設引渡し日の2営業日前など、極力施設引渡し日に近付けていただけない場合は、金融機関からの融資が困難になるため、質問しております。）	入札説明書等で示します。
116	国庫補助金未確定リスク	資料2		① 22	事業者の負担に「△」が付されていますが、この意味を具体的にご教示いただけませんか。（過度に事業者にリスクが転嫁されている場合、金融機関からの融資が受けられない他、本事業への参画が困難になるため、質問しております。）	事業者が行う国庫補助金申請補助業務の不備等により交付が得られなかった場合等を想定しています。
117	国庫補助金未確定リスク	資料2		① 22	国庫補助金未確定リスクに関して、主負担者が市、従負担者が事業者となっておりますが、事業者負担が想定される場合（事例）を具体的に教示願います。	(回答No. 116参照)
118	国庫補助金未確定リスク	資料2		① 22	事業者は従負担となっておりますが、万一国庫補助の採択がされない場合、事業者はどのように負担を負うことになるのでしょうか。	入札説明書等で示します。
119	国庫補助金未確定リスク	資料2		① 22	事業者が従負担となっておりますが、具体的なリスク負担内容を御教示願います。一般的には国庫補助金の申請は市の所掌事項であり、事業者は申請の支援業務が事業契約等で定められた場合にのみ契約の範囲内でリスクを負担するケースが通例と思料致します。本事業においても同様の考え方でよろしいでしょうか。	(回答No. 116参照)
120		資料2		① 26	注2に「経済的動機付けを与えるため、・・・事業者も負担する」とありますが、具体的に事業者が負担する費用はどのように算出することを考えておられるのでしょうか。	入札説明書等で示します。

No.	回答項目 (タイトル)	頁	対応箇所	質 問	回 答
121	不可抗力リスク	資料2	① 26	「戦争、暴動、天災等による・・・」リスクの一部を事業者が負担することとなっていますが、一部とはどのようなものでしょうか。	入札説明書等で示します。
122	不可抗力リスク	資料2	① 27	台風、風水害に関するリスクが事業者負担とされていますが、事業者で防ぐことの出来るリスクであるとは到底考えられないため、当該リスクを市負担に変更していただけないでしょうか。変更しただけの場合は、過度なリスク転嫁であり事業者の参画が困難なことから、その理由の詳細について具体的にご教示いただけますでしょうか。	浄水場施設は、台風・風水害が発生した場合でも機能を止めることなく稼働することが求められる施設です。また、台風・風水害については、旭町浄水場創設以来最大規模程度までのものを事業者負担としています。
123	不可抗力リスク	資料2	① 27	台風、風水害等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止は、市が主負担、事業者にはリスクがないと考えますが、いかがでしょうか。	(回答No. 122参照)
124	不可抗力リスク	資料2	① 27	台風、風水害等も天災と思われれます。こちらもNo. 26同様のリスク負担でよろしいかと思いがいかでしょうか。	(回答No. 122参照)
125	不可抗力リスク	資料2	① 27	不可抗力のうち、「台風・風水害等」のリスクのみが事業者の主負担となっている理由(他の不可抗力との違い)について御教示願います。	(回答No. 122参照)
126	不可抗力リスク	資料2	① 27	台風、風水害等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するものは事業者負担となっておりますが台風、風水害はまさしく不可抗力の最たるものであり事業者負担は不合理と理解いたします。市の負担としていただきたくお願いいたします。	(回答No. 122参照)
127		資料2	① 28	注3要求水準書に規程する範囲は事業者が負担するとありますが、要求水準書で規定する内容はどのような内容をお考えでしょうか。具体的にご教授お願いいたします。	入札説明書等で示します。
128	不可抗力リスク	資料2	① 26 27	No.26に規定される「天災等」と、No.27の「台風、風水害等」との違いをご教示願います。	「台風・風水害等」以外のものを「天災等」とします。なお、落雷は台風・風水害等に含みます。
129	不可抗力リスク	資料2	① 26 27 28	不可抗力リスクについて、リスク負担が3種類に分かれている意図をご教示願います。	リスク分担が相違するためです。
130	不可抗力リスク	資料2	① 26 27 28	不可抗力は事業者にコントロール不能なリスクであり、リスク分担の考え方(14頁)の「リスクを最もよく管理できる者が当該リスクを分担する」に照らしても、事業者に過大なリスク負担であると思われれます。「戦争・暴動・天災・台風・風水害・地震」に起因するリスクを事業者負担とする理由並びに負担割合の考え方について御教示願います。	戦争・暴動・天災等及び台風、風水害等に関しては回答No. 121、No. 122をご参照ください。また地震について事業者が負担する範囲は入札説明書等に規定することとし、これを超える範囲は市の負担とします。負担割合については事業契約書(案)に示します。
131	発注者責任リスク	資料2	② 31	ここで言う発注者とは事業者(SFC)を指し、工事請負契約とは事業者と建設工事業務を行う企業との間で締結する契約を指すとの理解でよろしいでしょうか。そうでない場合は、それぞれについて具体的にご教示いただけませんか。	ご理解のとおりです。
132		資料2	② 33	工事契約の内容変更に関するものが、事業者負担となっておりますが、契約変更については、甲乙協議の上、変更されるものであり、負担者が事業者のみではないように思いますが、いかがでしょうか。	実施方針のとおりとします。
133	発注者責任リスク	資料2	② 31 32 33	発注者責任リスクとして、工事請負契約に関するものが提示されておりますが、このときの「発注者」とはSPCのことでしょうか。	ご理解のとおりです。
134	地中障害物リスク	資料2	③ 39	事前に地中埋設された上下水道管路等の情報は頂けるのでしょうか。また、頂いた情報以外の上下水道管路等が出た場合は市側の負担という理解でよろしいでしょうか。	開示した情報以外の埋設物については市の負担とします。
135	地中埋設物リスク	資料2	③ 39	事前に入札説明書等において、地中埋設物に関する情報は開示されるとの考えでよろしいでしょうか。また、これにより把握できなかった埋設物に関するリスクについては、市側の負担と考えてよろしいでしょうか。	(回答No. 134参照)
136	地中埋設物リスク	資料2	③ 39	上下水道管路等の地中埋設物に関するものは全て事業者となっておりますが、資料として示されたものは事業者リスクと理解できますが、それ以外不明なものは市側のリスクと考えてよろしいでしょうか。	(回答No. 134参照)
137	地中埋設物リスク	資料2	③ 39	上下水道管路等の地中埋設物リスクが事業者の主負担となっておりますが、事業者がリスクを負担する前提として正確な情報開示が必要であると史料致します。情報の開示は貴市が負担する「測量・調査リスク(No. 34)」に基づき行われるとの理解でよろしいでしょうか。	(回答No. 134参照)

No.	回答項目 (タイトル)	頁	対応箇所	質 問	回 答
138	環境汚染物質リスク	資料2	③ 43	アスベストやPCBに関するリスクが事業者負担とされていますが、事業者で事前に使用や存在の有無を把握することが出来ないため、当該リスクを市負担に変更していただけないでしょうか。変更いただけない場合は、過度なリスク転嫁であり事業者の参画が困難なことから、その理由の詳細について具体的にご教示いただけますでしょうか。	撤去対象施設の調査結果ではPCBはありませんが、発見された場合の保管、処分責任は市が負担します。アスベストについては事前調査で把握している情報を提示し、これに対応していただく考えです。これを超えるものは市で負担とします。
139	環境汚染物質リスク	資料2	③ 43	環境汚染物質の発見・対応リスクが事業者負担となっておりますが、環境汚染物質についてはすべて事前に情報が提示されるのでしょうか。また、事前に情報の提示がなく、受注後に判明した環境汚染物質に関するリスク負担は市側と考えてよろしいでしょうか。	(回答No. 138参照)
140	環境汚染物質リスク	資料2	③ 43	解体に伴う環境汚染物質の発見・対応に関するものは全て事業者となっておりますが、資料として示されたものは事業者と理解できますが、それ以外は市側のリスクとしないと、事業費が増大すると思いますが、いかがでしょうか。	(回答No. 138参照)
141	環境汚染物質リスク	資料2	③ 43	解体に伴うアスベストやPCBなど環境汚染物質の発見・対応に関するリスクが事業者の主負担となっておりますが、事業者がリスクを負担する前提として正確な情報開示が必要であると思料致します。情報の開示は貴市が負担する「測量・調査リスク (NO. 34)」に基づき行われるとの理解でよろしいでしょうか。	(回答No. 138参照)
142	環境汚染物質リスク	資料2	③ 43	解体に伴うアスベストやPCBなど環境汚染物質の発見・対応に関するものは事業者負担となっておりますが、かかる事象は事業者の管理・責任から発生するものではなく、発見・対応の物理的作業を行う事はやぶさかではございませんが、その費用負担、責任は事業者には帰せられないことを明確にさせていただきたくお願いいたします。	(回答No. 138参照)
143	水質汚染リスク	資料2	④ 50	水質汚染(有害物、エキノコックス等)に関するリスク情報は共通情報として提示頂けるのでしょうか。	情報を開示します。
144	原料リスク	資料2	④ 51	電気・ガス等の供給停止は供給者の滞責であり、事業者で防ぐことの出来るリスクであるとは到底考えられないため、当該リスクを市負担に変更していただけないでしょうか。変更いただけない場合は、過度なリスク転嫁であり事業者の参画が困難なことから、その理由の詳細について具体的にご教示いただけないでしょうか。	既存浄水場施設のこれまでににおける運用方法を踏まえると、受電方法等を含めて事業者が対応することが可能と考えています。
145	原料リスク	資料2	④ 51	電気・ガス等の供給が停止されるリスクについては、事業者の責によらないものや供給停止が長期化した場合など、事業者のみで負担するリスクとして過大と考えられる事態、また市の支援が必要となる事態も想定されますので、市側を従負担者としていただくことは可能でしょうか。	実施方針のとおりとします。
146	原料リスク	資料2	④ 51	電気・ガス等の供給が停止されるリスクは、不可抗力リスクであると思えます。こちらは市側のリスクと思いますがいかがでしょうか。	(回答No. 145参照)
147	原料リスク	資料2	④ 51	電気・ガス等の供給停止が事業者のリスク負担となっておりますが、電気・ガス等の契約が事業者の業務範囲に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。事業者が電力会社・ガス会社等との契約当事者とならない状況では、当該リスクを負担することは困難であると思われしますので、貴市の御考えを御教示願います。	ご理解のとおりです。
148	原料リスク	資料2	④ 51	電気会社やガス会社における事故等により供給されない場合は「①共通事項No. 26」によるものとして考えて良いでしょうか。	電気・ガスは原料リスク回答No. 145に示すとおりであり、No. 26の不可抗力リスクとは異なります。
149	物価リスク	資料2	④ 52	薬品や従量電力等の用役費は、処理量に合わせて増減する変動費となるのでしょうか。また、電気、ガス代等はNo. 20の物価変動リスクに含まれるという理解でよろしいでしょうか。	薬品量や従量電力量は処理量に応じて増減すると考えています。また電気、ガスの単価の変動は、物価変動リスクに含まれると考えています。
150	原料リスク	資料2	④ 52	原水水質変化にともなう薬品増加等は原水リスクに準じるものと考え、相互のリスクと考えますがいかがでしょうか。	想定範囲を超えた原水水質の変化に伴う場合は、リスクNo. 50に示すとおりです。
151	施設性能リスク	資料2	④ 53	要求される機能を満たしていない場合の施設改修の負担が事業者になっていますが、要求される機能とはどのようなものですか？(添付資料からは、判断しかねます) 既設流用等がある場合、業務開始前の施設機能の確認等、実施する必要はないのでしょうか。	入札説明書等で示します。
152	メンテナンスリスク	資料2	④ 58	原水が原因で機器故障となることも想定されるので、全面的な事業者側負担にはならないと考えますがいかがでしょうか。	想定範囲を超えた原水水質の変化に伴う場合は、リスクNo. 50に示すとおりです。

No.	回答項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質 問	回 答
153	メンテナンスリスク	資料2			④	56~58	メンテナンスに関するリスクが全て事業者負担とされていますが、このリスク負担は本事業において事業者が整備する範囲内のメンテナンスに限られるとの理解でよろしいでしょうか。そうでない場合、既存施設の不具合は事業者の帰責でない場合が多々想定されるため過度なリスク転嫁であり事業者の参画が困難なことから、その理由の詳細について具体的にご教示いただけますでしょうか。	既存施設：市負担 新設施設：事業者負担 といたします。責任分界点不明箇所は、両者協議の上決定します。
154	事業終了時の施設状態	資料2			⑤	60	事業終了時の施設状態の要求水準の本達は事業者のリスク負担となっておりますが20年間の運営・維持管理期間の終了時の性能保証ということでしょうか。 そうであれば性能保証期間は20年間で要求されるということになりますが不合理に長すぎるのではないかと理解いたします。	実施方針のとおりとします。
155	不可抗力リスク	資料2			注2		「～、生じた損害又は増加費用の一部については、～」とありますが、その「一部」とは具体的にどの程度でしょうか。	免責額程度を想定します。
156	リスク費用の積み上げと予算確保について	資料2					③工事段階、④維持管理段階に記載されている事業者負担とされるリスクについて、当該事項毎（No.36～No.58）のリスクが生じた場合に想定されるリスク費用は算定されたのでしょうか？また、その費用は本事業の予算として確保されているのでしょうか？ご教示願います。	都度、市と事業者の協議を想定します。予算は確保しておりません。
157	不可抗力リスクの内容について	資料2					不可抗力リスクのうち、No.26に「戦争、暴動、天災等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの」と記述されていますが、「天災等」とはどのような内容を想定していますか？ご教示ください。	気象の変化によってもたらされる災害のうち、台風及び風水害を除いたものを考えています。
158	不可抗力リスクについて	資料2					不可抗力リスクのうち、No.27について、「台風、風水害等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの」は事業者のみ負担となっておりますが、本リスクはNo.26記載の「天災等」に該当するものと考えます。従い、No.26と同様な負担が妥当と考えます。本リスクが無過失責任で事業者が負担すべきとする事由をご教示願います。	(回答No.122参照)
159	サービス対価の支払い方法について						サービス対価の支払い方法の記載がありません。ご教示下さい。	入札説明書等で示します。
160	サービスの対価の支払について						実施方針に、サービスの対価及びその支払方法に関する記述がありません。今後、公表される入札説明書、事業契約書（案）等の中で、支払方法・時期等について詳細に公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等で示します。